

申請における注意事項

鳥取市震災に強いまちづくり促進事業（一戸建ての住宅耐震改修）の補助金の申請にあたりましては、以下の点に注意してください。

見積書について

申請書に添付する見積書は、次の事項に注意して作成してください。

1 補助対象となる工事は、次のとおりです。

筋かい、金物、構造用合板等での補強工事

基礎の補強工事（既存土台下に新設もしくは増し打ちなど）

非常に重い屋根葺き材を、軽い屋根葺き材等に変更する工事（土葺き瓦等を全面葺き替える場合は、耐震とは別に補助制度があります）

～ の工事を施工するのに必要となる仮設工事、撤去工事（処分費含む）及び現状復旧（下地・仕上げ含む）で、補強箇所の周囲1 m程度（図1参照）に限ります）

上記以外の工事（リフォーム、増築、改築、除却（解体））については補助の対象外です。

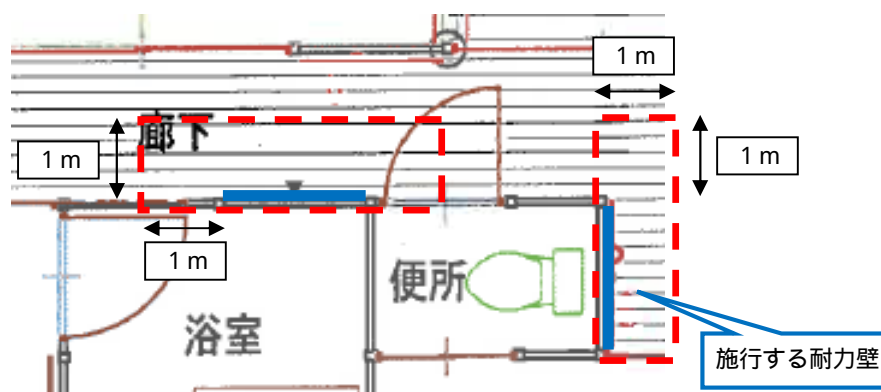


図 解体・仕上げ工事等で補助対象事業費に含むことができる範囲の例
（耐力壁を施工する側の周囲1 m程度の で囲まれた部分が の対象です）

2 補助対象となる工事費は、次のとおりです。

補助対象となる工事 ～ の工事費

共通仮設費、現場経費、一般管理費などの諸経費、申請人が個人の場合は、消費税等

3 見積書に、補助対象とならない工事費を含む場合

リフォーム工事等の補助の対象外の工事を同時に行う場合は、耐震改修に係る部分のみの見積書を作成してください。なお、明確に分けることのできない費用については、それぞれの工事費で按分してください。

4 県や市が行う耐震改修以外の補助金を利用する場合

耐震改修と県や市が行う耐震改修以外の補助金を併用することは可能ですが、工事部分が重複しないよう注意し、見積書を作成してください。